

(2)「講ずべき措置」欄が「×」以外の場合（「整理記号」の意味は(1)の場合と同じ）

整理記号	「講ずべき措置」欄の記号	本文の記述（「講ずべき措置」欄の記号に対応） 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
c2	①	私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合 【(c)(2)①】	計画等の策定及び内容(①～③に係る部分)の義務付けの存置を許容
	②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合 【(c)(2)②】	
	③	基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合 【(c)(2)③】	
	④	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合 【(c)(2)④】	次のいずれかの措置を講ずる ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 ・ ④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化 ・ c2①～③に係る部分と不可分である場合、計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
cb	別表2(b)の表中記号	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は(b)と同様 【(c)(3)第一段落】	(b)協議、同意、許可・認可・承認における措置の方針と同じ 「別表2の凡例」を参照
c3	①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)①】	(①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①～④の場合)
	②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)②】	協議・調整・意見聴取等の存置を許容

	③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)③】	
	④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)④】	
c4	①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合 【(c)(4)①】	公示・公告・公表等の存置を許容
	②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合 【(c)(4)②】	
	③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合 【(c)(4)③】	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① メルクマールに該当する場合。(該当する計画等の内容は、存置を許容。)
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
20	33	下水道の整備等に 伴う一般廃棄物処理業等の合理化に 関する特別措置法	第3条	第2項	合理化事業計画の内容	c2	④(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化、下水道等の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に係る部分) ×(その他)	
20	44	医療法	第30条の4	第2項	医療計画の内容	c2	①(10号~12号に係る部分) ×(その他)	メルクマールv:4号~8号 基準病床数の算定に当たり 独自に加減算できるよう 見直し
			第30条の4	第10項	学識経験者の団体の意見聴取	c3	②	
			第30条の4	第12項	医療計画の内容の公示	c4	①	
			第30条の6	第1項	医療計画の変更	c2	×	
20	45	救急医療用ヘリコ プターを用いた救 急医療の確保に 関する特別措置法	第5条	第1項	医療計画に定める救急医療用ヘ リコプターを用いた救急医療の 確保の内容	c2	×	メルクマールv:2号
20	52	安全な血液製剤の 安定供給の確保等 に関する法律	第10条	第5項	献血推進計画の公表	c4	×	
21	1	社会福祉法	第20条		指導監督の計画の策定	c2	×	
			第107条		住民、福祉事業者等の意見反映	c3	②(社会福祉を目的とする 事業を営業者その他 社会福祉に関する活動を 行う者に係る部分) ×(その他)	
					市町村地域福祉計画の内容の 事前公表	c4	×	
			第108条		住民等の意見反映	c3	×	
						c4	×	
21	3	民生委員法	第18条		民生委員の指導監督の計画の 策定	c2	×	
21	5	次世代育成支援対 策推進法	第8条	第1項	市町村行動計画の策定	c2	×	
			第8条	第2項	市町村行動計画の内容	c2	×	
			第8条	第3項	住民の意見反映	c3	×	
			第8条	第4項	市町村行動計画の公表	c4	×	
			第8条	第5項	市町村行動計画に基づく措置の 実施状況の公表	c4	×	
			第8条	第6項	市町村行動計画の公表方法	c5	×	
			第9条	第1項	都道府県行動計画の策定	c2	×	
			第9条	第2項	都道府県行動計画の内容	c2	×	
第9条	第3項	住民の意見反映	c3	×				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
21	5	次世代育成支援対策推進法	第9条	第4項	都道府県行動計画の公表	c4	×	
			第9条	第5項	都道府県行動計画に基づく措置の実施状況の公表	c4	×	
			第9条	第6項	都道府県行動計画の公表方法	c5	×	
			第19条	第1項	特定事業主行動計画の策定	c2	×	
			第19条	第2項	特定事業主行動計画の内容	c2	×	
			第19条	第3項	特定事業主行動計画の公表	c4	×	
21	6	児童福祉法	第18条の2		児童委員の研修の計画の策定	c2	×	
			第56条の8	第1項	市町村保育計画の策定	c2	×	
			第56条の8	第2項	住民の意見反映	c3	×	
			第56条の8	第3項	市町村保育計画の公表	c4	×	
			第56条の8	第4項	市町村保育計画実施状況の公表	c4	×	
					市町村保育計画の公表方法	c5	×	
			第56条の9	第1項	都道府県保育計画の策定	c2	×	
			第56条の9	第2項	住民の意見反映	c3	×	
			第56条の9	第3項	都道府県保育計画の公表	c4	×	
			第56条の9	第5項	都道府県保育計画実施状況の公表	c4	×	
都道府県保育計画の公表方法	c5	×						
21	10	母子及び寡婦福祉法	第12条	第1項	母子福祉団体その他関係者の意見反映	c3	②(母子福祉団体に係る部分) ×(その他)	
					母子家庭及び寡婦自立促進計画内容の事前公表	c4	×	
21	12	老人福祉法	第20条の8	第1項	市町村老人福祉計画の策定	c2	②	
			第20条の8	第2項	市町村老人福祉計画の内容	c2	②(1号に係る部分) ×(その他)	
			第20条の8	第3項	市町村老人福祉計画内容における勘案事項	c2	②	
			第20条の8	第5項	市町村老人福祉計画内容における勘案事項	c2	×	
			第20条の8	第8項	都道府県の意見聴取	cb	4①(1号に係る部分) ×(その他)	
			第20条の9	第1項	都道府県老人福祉計画の策定	c2	①	
			第20条の9	第2項	都道府県老人福祉計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ×(その他)	
			第20条の9	第3項	都道府県老人福祉計画策定における勘案事項	c2	①	

## 条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない	○「標準」とは、通常よるべき基準 ○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備考	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法  「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ	「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒ 合理的な理由がない場合は違法  「準則」も同じ	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法  「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ